横須賀市報

号外第 ８ 号

発行日 毎月 10日 25日

発行所 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
編集兼発行人 横須賀市長 上地克明
印刷所 ㈲宮村印刷所

目　　次

規　　則

◇個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則中一部改正…… 1
◇保有個人情報等の安全管理措置に関する規則中一部改正…… 2
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則中一部改正…… 〃
◇許認可等の標準処理期間に関する規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市情報公開条例施行規則中一部改正…… 3
◇事務分掌規則中一部改正…… 〃
◇福祉事務所長事務委任規則中一部改正…… 4
◇横須賀市児童相談所長事務委任規則中一部改正…… 〃
◇住民基本台帳の閲覧に関する規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則中一部改正…… 5
◇職員定年等条例施行規則中一部改正…… 〃
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正…… 〃
◇安全衛生委員会規則中一部改正…… 〃
◇職員の管理職手当に関する規則中一部改正…… 〃
◇職員住居手当支給規則中一部改正…… 〃
◇会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則…… 6
◇職員被服貸与規則中一部改正…… 〃
◇消防吏員被服貸与規則中一部改正…… 7
◇予算決算及び会計規則中一部改正…… 〃
◇金銭登録機収納規則中一部改正…… 8
◇契約規則中一部改正…… 〃
◇契約履行規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市指名停止等措置規則中一部改正…… 〃
◇公有財産規則中一部改正…… 〃
◇物品会計規則中一部改正…… 9
◇横須賀市市税条例施行規則中一部改正…… 〃
◇企業立地等促進条例施行規則中一部改正…… 〃
◇福祉事務所事務分掌規則中一部改正…… 10
◇福祉施設入所者費用徴収条例施行規則中一部改正…… 〃
◇軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等中一部改正…… 11
◇老人福祉法施行取扱規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正…… 〃
◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正…… 12
◇指定通所支援等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則中一部改正…… 〃
◇病児・病後児保育センター条例施行規則中一部改正…… 〃
◇療育相談センター条例施行規則中一部改正…… 〃
◇療育給付等に関する規則中一部改正…… 〃
◇身体障害者福祉法施行取扱規則中一部改正…… 13
◇指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市介護保険条例等施行取扱規則中一部改正…… 14
◇体育会館条例施行規則中一部改正…… 〃
◇小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則中一部改正…… 〃
◇歯科技工士法施行取扱規則中一部改正…… 〃
◇医療法施行取扱規則中一部改正…… 15
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等施行取扱規則中一部改正…… 〃
◇横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則中一部改正…… 〃
◇横須賀港港湾施設使用条例施行規則中一部改正…… 〃
◇漁港漁場整備法等施行取扱規則等中一部改正…… 〃
◇市営住宅条例施行規則中一部改正…… 16
◇建築基準法等施行取扱規則等中一部改正…… 〃
◇横須賀市屋外広告物条例施行規則中一部改正…… 17

規　　則

横須賀市規則第２号

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則（令和５年横須賀市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項に次のただし書を加える。

ただし、当該個人情報ファイル簿（単票）に係る個人情報ファイルについて次条第１項の規定により個人情報取扱事務登録簿見出が作成されているときは、当該個人情報取扱事務登録簿見出の記載をもって代えることができる。

第４条第３項中「、第５号、第10号及び第11号」を「及び第10号」に改め、「構成する個人情報」の次に「並びに条例第３条第６項第２号に掲げる者（本市の職員又は職員であった者に限る。）の被扶養者又は遺族に関する個人情報であって、専ら当該職員若しくは職員であった者の人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの」を加える。

第24条を次のように改める。

（専門委員）

第24条　法及び条例の円滑な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条第１項に基づき設置する専門委員は、横須賀市情報公開条例施行規則（平成13年横須賀市規則第74号）第２条の規定に基づき設置する情報公開・個人情報保護専門委員とする。

第５号様式及び第14号様式中「住　所
氏　名
電　話」を

「住　所
氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号」に改める。

第18号様式中

「

訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	

」を

「

訂正請求者の氏名等保有	

個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	

」に改める。

第19号様式中

「住　　所
氏　　名
電　　話」を「住　　所
氏　　名
法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第３号

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則の一部を改正する規則

保有個人情報等の安全管理措置に関する規則（令和５年横須賀市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第８条から第11条までを１条ずつ繰り下げる。

第７条第１項第３号中「「外部提供」を「「目的外提供」に、「外部提供の」を「目的外提供の」に、「外部提供時」を「目的外提供時」に、「外部提供に」を「目的外提供に」に改め、同条を第８条とする。

第６条を第７条とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（個人情報保護担当者）

第５条　保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当するため、保有個人情報等を取り扱う課等に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を１人又は複数人置く。

２　保護担当者は、保護管理者が指定する者をもって充てる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第４号

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第１条第５号中ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク　生活保護法第55条の８第１項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第２条の表法別表第２の27の項の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）による地方税又は森林環境税」に改め、同表法別表第２の63の項の項中「附則第２条第３項」を「附則第２条第４項」に改め、同表法別表第１の16の項の項中「による地方税の賦課徴収又は地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税」に改め、同表第１条第５号の項中「ク及びケ」を「ケ及びコ」に、「附則第２条第３項」を「附則第２条第４項」に、「特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律」を「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第５号

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

許認可等の標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

許認可等の標準処理期間に関する規則（平成13年横須賀市規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第４中第１項を第２項とし、同表に第１項として次の１項を加える。

１　商業振興課

⑴　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第36条第１項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可　15日

⑵　同法第59条の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組合員による総会の招集の承認　15日

⑶　同法第62条第２項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の定款変更の認可　15日

⑷　同法第73条第３項の規定に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の合併の認可　15日

別表第５第１項を削り、同表第２項第８号中「第43条第１項」を「第45条の36第２項」に改め、同項第10号中「第49条第２項」を「第50条第３項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同項中第29号を削り、第28号を第29号とし、第18号から第27号までを１号ずつ繰り下げ、第17号を削り、第16号を第18号とし、同号の前に次の１号を加える。

⒄　同法第58条第１項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定　45日

別表第５第２項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の１号を加える。

⒀　同法第42条の２第１項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定　14日

別表第５第２項を同表第１項とし、同項の次に次の１項を加える。

２　福祉施設課

⑴　総合福祉会館条例（平成５年横須賀市条例第15号）第６条第１項の規定に基づく総合福祉会館の使用許可　即日

⑵　同条例第７条第３項の規定に基づく総合福祉会館使用料の減免の承認　即日

⑶　同条例第８条の規定に基づく総合福祉会館使用料の還付の承認　即日

⑷　同条例第10条の規定に基づく総合福祉会館の特別設備その他の附帯行為の承認　即日

⑸　同条例第11条の規定に基づく総合福祉会館使用事項の変更許可　即日

⑹　同条例第11条の規定に基づく総合福祉会館の使用の取消しの許可　即日

別表第５第７項第10号中「第11条第１項」を「第６条第１項」に改め、同項第11号中「第13条第４項」を「第７条第３項」に改め、同項第12号中「第14条」を「第８条」に改め、同項第13号中「第16条」を「第10条」に改め、同項第14号及び第15号中「第17条」を「第11条」に改める。

別表第６第１項を削り、同表第２項第６号中「第16条」を「第17条」に改め、同号を同項第９号とし、同項第５号中「第16号」を「第17号」に改め、同号を同項第８号とし、同項第４号中「第15条」を「第16条」に改め、同号を同項第７号とし、同項第３号中「第11条第１項」を「第12条第１項」に改め、同号を同項第６号とし、同項第２号の次に次の３号を加える。

⑶　市民活動サポートセンター条例（平成11年横須賀市条

例第38号）第10条第１項の規定に基づく市民活動サポートセンターの分館の使用許可　即日
⑷　同条例第12条の規定に基づく市民活動サポートセンターの設備使用料の還付の承認　５日
⑸　同条例第14条の規定に基づく市民活動サポートセンターの分館の使用事項の変更等許可　即日

別表第６中第２項を第１項とし、第３項を第２項とする。

別表第７第３項第９号中「第29条の２第５項」を「第29条の２第８項」に改め、同表第４項中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを２号ずつ繰り上げ、第20号の次に次の２号を加える。

㉑　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２条の規定による改正前の医療法（次号において「旧医療法」という。）第56条第２項の規定に基づく社団たる医療法人の解散の際の残余財産処分の認可　30日
㉒　旧医療法第56条第３項の規定に基づく財団たる医療法人の解散の際の残余財産処分の認可　30日

別表第７第４項第48号を削り、同項第49号中「同令」を「毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）」に改め、同号を同項第48号とし、同項中第50号を第49号とし、第51号を第50号とし、第52号を第51号とし、同号の次に次の１号を加える。

㊾　同令第35条第１項の規定に基づく毒物劇物登録票の書換え交付　７日

別表第７第４項中第57号を第58号とし、第56号を第57号とし、同項第55号中「薬局開設、」を削り、「貸与業」の次に「並びに再生医療等製品の販売業」を加え、同号を同項第56号とし、同項第54号を同項第55号とし、同項第53号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）」を「同令」に改め、同号を同項第54号とし、同項第52号の次に次の１号を加える

㊿　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第２条の３第１項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付　７日

別表第７第６項第34号中「24日」を「14日」に改め、同項37号中「第21条」を「第15条」に改める。

別表第９第２項中第45号を削り、第46号を第45号とし、第47号を第46号とし、第48号を削り、第49号を第47号とし、第50号から第56号までを２号ずつ繰り上げる。

別表第10中第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とする。

別表第11第３項第１号中「第12条第４項」を「第12条第３項」に改め、同表第５項第14号中「第55条第３項第１号」を「第55条第４項第１号」に改め、同項第15号中「第55条第３項第２号」を「第55条第４項第２号」に改める。

別表第13第２項第12号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第37号を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

横須賀市規則第６号

横須賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市情報公開条例施行規則（平成13年横須賀市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（情報公開・個人情報保護専門委員）」に改め、同条中「情報公開専門委員」を「情報公開・個人情報保護専門委員」に改める。

第15条中「情報公開審査会諮問通知書」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に改める。

第12号様式中「情報公開審査会諮問通知書」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」に、「横須賀市情報公開審査会」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

横須賀市規則第７号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第６条国際交流・基地政策課の部第６号中「資料収集」を「情報収集」に改める。

第８条総務課の部中第22号を第23号とし、第17号から第21号までを１号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の１号を加える。

⒄　社会保障・税番号制度の運用に係る調整に関すること。

第９条財務管理課の部中第８号を削り、第９号を第８号とし、同部第10号中「、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金」を削り、同号を同部第９号とし、同部中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条財務課の部中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　市議会との連絡に関すること。

第10条文化振興課の部第４号中「芸術劇場、文化会館」を「文化会館、芸術劇場」に改める。

第12条福祉総務課の部第５号中「介護予防・日常生活支援総合事業」の次に「のうち一般介護予防事業」を加え、「による支援」を「の活動支援」に改め、同条地域福祉課の部第９号を削り、同条福祉施設課の部第６号を次のように改める。

⑹　福祉援護センターに関すること。

第12条福祉施設課の部中第７号を削り、第８号を第７号とし、同条障害福祉課の部第４号中「相談」の次に「（発達障害児の相談に関することを除く。）」を加え、同部第16号を次のように改める。

⒃　障害者基幹相談支援センター及び障害者相談サポートセンターに関すること。

第12条生活支援課の部に次の１号を加える。

⑻　非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。

第12条介護保険課の部第７号中「（他部及び部内の他課の主管に属するものを除く。）」を「のうち介護予防・生活支援サービス事業」に改める。

第13条窓口サービス課の部第３号中「個人番号カード等」を「個人番号カードの交付等」に改める。

第14条健康増進課の部を次のように改める。

健康増進課
⑴　健康づくり事業の調査及び計画に関すること。
⑵　生活習慣病の予防に関すること。
⑶　健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康教育、健康相談及び訪問指導に関すること。
⑷　食生活及び栄養改善に関すること。
⑸　歯科保健（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
⑹　国民健康保険の被保険者及び生活保護受給者の保健に関すること。
⑺　介護予防・日常生活支援総合事業のうち一般介護予防事業（住民主体の活動支援を除く。）に関すること。
⑻　後期高齢者の保健事業及び介護予防の一体的実施事業に関すること。
⑼　生涯現役基金の管理に関すること。
⑽　健康増進センター（健康増進部門に限る。）に関すること。

第14条健康管理支援課の部中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、第５号を削り、第６号を第３号とする。

第15条こども家庭支援課の部中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の１号を加える。

⒁　療育相談センターに関すること。

第15条こども家庭支援課の部中第11号を第12号とし、第４号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　発達障害児の相談に関すること。

第16条環境政策課の部第11号中「環境施設課（リサイクルプラザに限る。）、」を削り、同条環境施設課の部第５号から第８号までを削り、同条広域処理センターの部第２号中「粗大ごみ」の次に「、破砕できないごみ」を加え、同部第５号中「環境部所管事業場職員安全衛生委員会」を「広域処理センター職員安全衛生委員会」に改め、同号を同部第８号とし、同部第４号中「（他課の主管に属するものを除く。）」を削り、同号を同部第６号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑺　リサイクルプラザの管理に関すること。

第16条広域処理センターの部中第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

⑶　容器包装廃棄物の資源化処理並びに不用品の再生及び提供に関すること。

⑷　資源物のリサイクル推進に関すること。

第16条久里浜収集事務所の部第２号中「臨時ごみ等」を「臨時ごみ（散乱ごみを含む。）」に改め、「収集」の次に「及び高齢者等支援収集」を加え、同部中第10号を第11号とし、第３号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　使用済製品（乾電池、小型充電式電池、小型家電及び水銀使用製品に限る。）の回収に関すること。

第18条建築指導課の部第３号中「旧耐震構造の」を削り、「非木造分譲共同住宅等」を「非木造分譲共同住宅」に改め、同部第８号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第19条土木計画課の部中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第12号までを１号ずつ繰り上げ、同条道路整備課の部中第10号を第11号とし、第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　交通安全附属施設（道路照明灯に限る。）の維持管理に関すること。

第19条道路維持課の部第７号中「交通安全附属施設」の次に「（道路照明灯を除く。）」を加える。

第71条中「環境部環境施設課の」を「環境部広域処理センターの」に、「環境部環境施設課長」を「環境部広域処理センター所長」に改める。

第72条中「環境部環境施設課」を「環境部広域処理センター」に改める。

第73条第１項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の１号を加える。

⒆　横須賀市空家等対策協議会　都市部まちなみ景観課

第73条第２項中第20号を削り、第19号を第20号とし、第３号から第18号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　浦賀駅前周辺地区活性化事業パートナー事業者選考委員会　経営企画部企画調整課

第73条第２項中第28号を削り、第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号を削り、第24号を第26号とし、第21号から第23号までを２号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の２号を加える。

㉑　老人福祉センター等指定管理者選考委員会　民生局福祉こども部福祉施設課

㉒　福祉援護センター指定管理者選考委員会　民生局福祉こども部福祉施設課

第73条第２項中第36号を削り、第35号を第36号とし、第31号から第34号までを１号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の１号を加える。

㉛　救急医療センター指定管理者審査委員会　民生局健康部健康総務課

第73条第２項中第44号を削り、第43号を第44号とし、第42号の次に次の１号を加える。

㊸　三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会　建設部公園管理課

第73条第２項に次の１号を加える。

㊺　ボートパーク指定管理者選考委員会　港湾部港湾管理課

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第８号

福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任規則（昭和33年横須賀市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　児童福祉法第21条の18の規定による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに支援の提供に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第９号

横須賀市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

横須賀市児童相談所長事務委任規則（平成18年横須賀市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項第３号中「、第３項及び第５項（同条第６項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに同条第４項」を「及び第３項から第５項まで」に改め、同条第２項第15号中「児童福祉施設等」を「児童福祉施設」に改め、同項中第21号を第22号とし、第16号から第20号までを１号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の１号を加える。

⒃　法第31条の２第１項及び第２項に規定する児童福祉施設の在所期間の延長等の措置に関すること。

第２条第６号中「第11条第３項及び第４項」を「第11条第４項及び第５項」に改め、同条第７号中「第13条」を「第13条第１項から第３項まで」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第10号

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

住民基本台帳の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳の閲覧に関する規則（平成18年横須賀市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項第２号中「関係にある相手からの暴力」を「特定関係者からの暴力（以下単に「特定関係者からの暴力」という。）」に改め、同項第４号中「配偶者暴力防止法第28条の２に規定する関係にある相手」を「特定関係者」に改め、同項第５号中「第10条」の次に「又は第10条の２」を加え、同項第６号中「配偶者暴力防止法第28条の２に規定する関係にある相

手」を「特定関係者」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第11号

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市公共施設予約システム利用者登録等に関する規則（平成17年横須賀市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「磁気ファイル（磁気テープ、磁気ディスクその他データ等を記録するための磁気記録媒体をいう。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第12号

職員定年等条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

職員定年等条例施行規則の一部を改正する規則

職員定年等条例施行規則（令和５年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第４条　条例第８条第３項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

⑴　市長室等の特定管理監督職群　市長室、経営企画部及び総務部の部長及び課長の職

⑵　市立高等学校の特定管理監督職群　市立高等学校の校長、副校長及び教頭の職

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第13号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成７年横須賀市規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１保育園・認定こども園（保育士）の項を次のように改める。

保育園・認定こども園（保育士）	次の16交代制とし、日曜日及び４週間につき職員ごとに民生局福祉こども部子育て支援課長が指定する４日を週休日とする。 ⑴　午前６時45分から午後３時15分まで ⑵　午前７時から午後３時30分まで ⑶　午前７時15分から午後３時45分まで ⑷　午前７時30分から午後４時まで ⑸　午前７時45分から午後４時15分まで ⑹　午前８時から午後４時30分まで ⑺　午前８時15分から午後４時45分まで ⑻　午前８時30分から午後５時まで ⑼　午前８時45分から午後５時15分まで ⑽　午前９時から午後５時30分まで ⑾　午前９時15分から午後５時45分まで ⑿　午前９時30分から午後６時まで ⒀　午前９時45分から午後６時15分まで ⒁　午前10時から午後６時30分まで ⒂　午前10時30分から午後７時まで ⒃　午前10時45分から午後７時15分まで	１日45分の範囲内で民生局福祉こども部子育て支援課長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第14号

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

安全衛生委員会規則の一部を改正する規則

安全衛生委員会規則（昭和54年横須賀市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表環境部所管事業場職員安全衛生委員会の項中「環境部所管事業場職員安全衛生委員会」を「広域処理センター職員安全衛生委員会」に改め、「リサイクルプラザ及び」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和34年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第１項の表備考に関する部分第２項中「、総務部の担当部長」及び「、港湾部技術担当部長」を削り、同部分第４項中「経営企画部企画調整課長」の次に「、経営企画部民官連携推進担当課長」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

横須賀市規則第16号

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

職員住居手当支給規則（昭和46年横須賀市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「30,300円」を「３万円」に改め、同項第２号中「8,900円」を「5,000円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則の施行の日から令和６年９月30日までの間における改正後の職員住居手当支給規則第２条第２項の規定の適用については、同項第２号中「5,000円」とあるのは、「6,000円」とする。

横須賀市規則第17号

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準に関する規則

（総則）
第１条　横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横須賀市条例第10号。以下「条例」という。）第10条及び第10条の２（条例第21条及び第21条の２において準用する場合を含む。）の規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、法令又は条例に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（期末手当の算定に係る在職期間）
第２条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「法」という。）第２条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員の期末手当の算定に係る在職期間については、育児休業の期間の２分の１をその者の在職期間から除算する。ただし、育児休業の１回の承認に係る休業の期間が１月以内である場合の会計年度任用職員の期末手当の算定に係る在職期間については、この限りでない。

（勤勉手当の支給額算出の基準割合）
第３条　条例第10条の２第２項に規定する割合は、会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）
第４条　期間率は、６月１日又は12月１日（以下「在職日」という。）以前６箇月以内の会計年度任用職員の勤務期間に応じて、別表に定める割合とする。

（勤勉手当の期間の除算）
第５条　前条に規定する会計年度任用職員の勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間から次に掲げる期間を除算した期間とする。
(1)　停職にされていた期間
(2)　欠勤した期間
(3)　育児休業の期間。ただし、育児休業の１回の承認に係る休業の期間が１月以内である場合の当該期間を除く。
(4)　横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年横須賀市規則第15号）第15条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から同規則第７条第１項に規定する週休日及び同規則第８条に規定する休日（同規則第９条第１項の規定により指定された日に当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる日）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
(5)　横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
(6)　法第19条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

（期末手当及び勤勉手当の期間の通算）
第６条　在職日以前６箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者（第１号及び第２号に掲げる者にあっては、会計年度任用職員を除く。）が条例の適用を受ける会計年度任用職員となった場合において市長が認めたときは、当該各号に掲げる者として在職した期間を条例第10条第２項に規定する在職期間又は第４条に規定する勤務期間とみなすことができる。
(1)　職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第５号）の適用を受ける者（次号及び第５号に該当する者を除く。）
(2)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年横須賀市条例第３号）の適用を受ける者
(3)　上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年横須賀市条例第51号）の適用を受ける者
(4)　市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）の適用を受ける者
(5)　常勤特別職員給与条例（昭和39年横須賀市条例第８号）の適用を受ける者
(6)　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人の職員
2　前項の在職期間又は勤務期間の算定については、第２条及び前条の規定を準用する。

（勤勉手当の成績率）
第７条　成績率は、100分の200を上限として任命権者が別に定める割合とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

勤　務　期　間	期　間　率
６箇月	100分の100
５箇月15日以上６箇月未満	100分の95
５箇月以上５箇月15日未満	100分の90
４箇月15日以上５箇月未満	100分の80
４箇月以上４箇月15日未満	100分の70
３箇月15日以上４箇月未満	100分の60
３箇月以上３箇月15日未満	100分の50
２箇月15日以上３箇月未満	100分の40
２箇月以上２箇月15日未満	100分の30
１箇月15日以上２箇月未満	100分の20
１箇月以上１箇月15日未満	100分の15
15日以上１箇月未満	100分の10
15日未満	100分の５
0	0

横須賀市規則第18号

職員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

職員被服貸与規則の一部を改正する規則

職員被服貸与規則（昭和30年横須賀市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第７条中「（以下」を「（職員の被服に関する事務を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長。以下」に改める。

別表看護師の項を削り、同表広域処理センターの廃棄物処理作業に常時従事する職員の項中

「| １　クレーン操 |」　「| １　工場施設の |」

作員の上下ツナギの貸与期間は、１年とする。 ２　工場施設の保全業務に従事する職員の作業服（冬）の数量は１とし、上下ツナギの貸与期間は１年とする。 ３　必要に応じてヘルメットを貸与することができる。」	を	保全業務に従事する職員の作業服（冬）の数量は１とし、上下ツナギの貸与期間は１年とする。 ２　必要に応じてヘルメットを貸与することができる。」	に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第19号

消防吏員被服貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

消防吏員被服貸与規則の一部を改正する規則

消防吏員被服貸与規則（平成14年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第１執務服の項を削り、同表中

「

救　助　服	２	２年	救助隊員に限る。

」を

「

救　助　服	２	２年	救助隊員に限る。
ポロシャツ	２	２年	

」に

改め、同表冬救急服の項中「冬救急服」を「救急服」に改め、同表夏救急服の項及びベルト（紺）の項を削り、同表ベルト（青）の項中「（青）」を削る。

別表第２活動用長靴の項を削る。

別表第３執務服の項中「執務服」を「ポロシャツ」に改め、同表長靴の項及びベルト（紺）の項を削り、同表ベルト（青）の項中「（青）」を削り、同表活動用長靴の項及び水筒の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第20号

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

予算決算及び会計規則の一部を改正する規則

予算決算及び会計規則（昭和39年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第37条第１号ケ中「環境部環境施設課」を「環境部広域処理センター」に改める。

第66条第１項に次のただし書を加える。

ただし、会計管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第84条中第９号を削り、第10号を第９号とする。

第89条第１項後段を削る。

第91条各号列記以外の部分中「公金取扱機関」の次に「及び当該公金取扱機関が属する金融機関の業務センター等」を加え、同条第14号を削り、同条第15号を同条第14号とする。

第93条を次のように改める。

第93条　削除

第98条中「預金振替通知書」の次に「又は自動振込み」を加える。

第100条第１項の表環境部環境施設課の項を削り、同表環境部広域処理センターの項中「廃棄物処理手数料」の次に「、物品売払代」を加える。

第114条を次のように改める。

（指定公金事務取扱者の取扱い等）

第114条　法第243条の２第１項の規定により指定する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

⑴　資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

⑵　累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

⑶　経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

⑷　コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

⑸　収納金を指定した日までに遅滞なく指定金融機関に払い込むことができること。

⑹　歳入等の収納又は徴収に係る情報を電子計算機により処理し、その電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を管理し、提供することができる体制を有すること。

⑺　前各号に掲げるもののほか、収納等の事務を行うため市長が必要と認める基準

２　法第243条の２第２項に規定する指定公金事務取扱者（国民健康保険法第80条の２の規定により委託を受けた者を含む。以下「指定公金事務取扱者」という。）は、次に掲げるところにより事務を処理しなければならない。

⑴　歳入を収納したときは、領収証書等を納入者に交付すること。

⑵　収納した歳入を速やかに指定金融機関等に払い込むこと。

⑶　前号の規定による払込みをするときは、その金額、歳入の内容その他市長が定める事項を記載した計算書を作成し、提出すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が別に定めること。

３　指定公金事務取扱者が行う収納事務については、第101条及び第103条第２項の規定を準用する。

４　法第243条の２の５第１項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。

⑴　地方税（当該地方税に係る地方税法第１条第１項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

⑵　分担金

⑶　負担金

⑷　使用料

⑸　手数料

⑹　賃貸料

⑺　不動産売払収入及び物品売払収入

⑻　寄附金

⑼　過料

⑽　貸付金の元利償還金

⑾　損害賠償金（第13号に掲げる遅延損害金を除く。）

⑿　不当利得による返還金

⒀　第２号から第５号まで及び第９号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第３号、第６号から第８号まで及び第10号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第19号）附則第２条第３項の規定により同法の施行日の前日において現に従前の公金事務を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせる場合の委託に関しては、改正前の第114条の規定

は、なおその効力を有する。

横須賀市規則第21号

金銭登録機収納規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

金銭登録機収納規則の一部を改正する規則

金銭登録機収納規則（昭和43年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条を第５条とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第22号

契約規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

契約規則の一部を改正する規則

契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「第167条の４第１項」の次に「又は第２項」を加え、同項第３号中「２年」を「１年」に改め、同項第11号を同項第12号とし、同項第６号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、同項第５号の次に次の１号を加える。

⑹　工事の請負又は工事系委託（主たる業務が地質調査、測量、土木設計、建築設計又は工事施行監理の業務委託をいう。）にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしている者

第５条第３項を次のように改める。

3　前項に規定する競争入札参加有資格者名簿への登録を行う期間は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。ただし、市長は、適当と認めるときは、登録期間中においても登録を取り消すことができる。

⑴　定期申請　当該申請に係る登録の日の属する年の４月１日から２年間

⑵　随時申請　当該申請に係る登録の日から当該登録の日の直前に行われた定期申請に係る競争入札参加有資格者名簿の登録期間の末日までの期間

第12条第２項に次のただし書を加える。

ただし、この方法によることができないと市長が認めるときは、市長が指定する方法で入札書を提出するものとする。

第15条第３号中「に記名押印」を「に記名」に改め、「（電子入札案件にあっては、記名押印に相当する電磁的記録の記録がないとき。）」を削る。

第51条第２項中「第12条第２項」を「第12条第２項本文」に改める。

第１号様式中「氏名　　　　　　　　㊞」を「氏名　　　　　　　　」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第23号

契約履行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

契約履行規則の一部を改正する規則

契約履行規則（平成19年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第35条第１項後段中「附則第３条第３項各号」を「附則第３条第２項各号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第24号

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市指名停止等措置規則の一部を改正する規則

横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第１条中「をいい、同条第３項の登録期間の満了後12月を経過していない者を含む」を「をいう」に改める。

第４条第４項中「第７条の２第10項から第12項まで」を「第７条の４第１項から第３項まで及び第７条の５第３項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第25号

公有財産規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第４条第４号中「取り壊し」を「取壊し」に改める。

第21条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、５年を超えない範囲内で使用を許可することができる。

⑴　無償で使用させるとき。

⑵　水道管、ガス管、電柱、架空線その他の社会生活の基盤となる設備の設置のために使用させるとき。

⑶　その他市長が特に必要があると認めるとき。

第30条第２項中「つど」を「都度」に改める。

第31条を次のように改める。

（使用料の還付）

第31条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

⑴　使用許可について使用料を還付することができる旨の条件を付した場合において、当該条件が成就したとき。

⑵　天災その他の不可抗力により行政財産を使用することができなくなったとき。

⑶　市の都合により使用許可を取り消したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

第37条中「満了したとき」の次に「（使用期間の満了後引き続き使用許可を受けようとする場合を除く。）」を加える。

第61条第３号中「寄附受入れ」を「寄附受領」に改める。

第64条第１号中「取り壊し」を「取壊し」に改め、同条第３号中「用途変更又は」を「用途決定、用途変更又は」に、「行政財産用途変更・廃止報告書」を「公有財産用途決定・変更・廃止報告書」に改める。

別表第２中「所属換え
用途変更」を「所属換え
用途決定
用途変更」に、

「収用補償過払い
換地」を「収用補償過払い
滅失
換地」に、「取りこわし撤去」を「取壊し撤去」に改める。

第２号様式甲中

「（印・印の２段の枠）」を「（印のない２段の枠）」に改める。

第５号様式中「は、次の条件」を「は、
　　　　　により、次の条件」に改める。

第25号様式中「取り壊し」を「取壊し」に改める。

第27号様式中「行政財産用途変更・廃止報告書」を「公有財産用途決定・変更・廃止報告書」に、

「

変　更　の　原　因	用途変更・廃止

」を

「

原　　　　因	用途決定・変更・廃止

」に、「変更又は廃止年月日」を「決定・変更・廃止年月日」に、「変更又は廃止の理由」を「決定・変更・廃止の理由」に、「変更又は廃止後の措置」を「決定・変更・廃止後の措置」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第26号

物品会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

物品会計規則の一部を改正する規則

物品会計規則（昭和35年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項後段を削る。

第７条第２項中「第15条第２項」を「第15条」に改める。

第14条の見出しを「（不用物品の取扱い）」に改め、同条第１項を次のように改める。

物品出納員は、物品で不用になり、又は物品で使用に堪えないものができたときは、再使用できるものを除き、直ちに売払い又は除却の手続をしなければならない。ただし、会計管理者が別に定める物品にあっては、会計課に置かれる物品出納員が除却の手続をしなければならない。

第14条第２項を削り、同条第３項を同条第２項とし、同条第４項を削る。

第15条第１項を削り、同条第２項本文中「課長等並びに事務分掌規則に定める部に属する出先機関（第３条の規定により課等に定められているものを除く。）の長及び公の施設の長」を「物品出納員」に改め、「使用中の」を削り、同項を同条とする。

第17条第２項中「及び会計課物品出納員」を削り、「必要」を「必要が」に改める。

第19条から第21条までの規定中「会計課物品出納員及び課長等」を「物品出納員」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第27号

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市市税条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市市税条例施行規則（昭和46年横須賀市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項第１号ウからオまでの規定中「損害金額の」の次に「５分の３の額の」を加える。

第９条第１項第１号列記以外の部分中「翌年度の税額」の次に「。次号において同じ。」を加え、同項中第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　前号イの規定にかかわらず、災害発生時に本市に災害対策本部が設置され、住家被害認定調査を行った場合であって市長が必要と認めたときの家屋については、災害のあった年度の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限が到来するものについて次の区分に定める額を減免する。

ア　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の２に規定する罹災証明書に記載するべき罹災程度（イにおいて「罹災程度」という。）が全壊のとき　納付すべき税額の全額

イ　罹災程度が半壊、中規模半壊又は大規模半壊のとき　納付すべき額の10分の５の額

第18条第８号中「市民税
県民税納税通知書」を「市　民　税
県　民　税納税通知書
森林環境税」に改める。

第８号様式（第１面）中「市民税
県民税」を「市　民　税
県　民　税納税通知書
森林環境税」に、「Ｔａｘ」を「Ｔａｘ　Ａｎｄ　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｅｎｖｉｒｏｎｍｅｎｔ　Ｔａｘ」に、「又は充当」を「、充当又は委託納付済」に改める。

第８号様式（第２面）及び第８号様式（第３面）中

「

県民税	税額控除前所得割		
	税　額　控　除　等		
	所　　得　　割		
	均　　等　　割		

」を

「

県民税	税額控除前所得割		
	税　額　控　除　等		
	所　　得　　割		
	均　　等　　割		
森　林　環　境　税			

」に改める。

第８号様式（第４面）中「充当に係る事項」を「充当又は委託納付に係る事項」に、「に充当する金額」を「に係る充当又は委託納付額」に改める。

第８号様式（第５面）中「（充当」の次に「又は委託納付」を加え、「充当額」を「充当又は委託納付済額」に改める。

第８号様式（第７面・第８面・第９面・第10面）中「県民税」の次に「・森林環境税」を加える。

第36号様式甲中「市・県民税
固定資産税分」を「市・県民税・森林環境税
固　定　資　産　税分」に改め、同様式備考に関する部分第１項中「に限る。）」の次に「又は森林環境税」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第28号

企業立地等促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

企業立地等促進条例施行規則の一部を改正する規則

企業立地等促進条例施行規則（平成10年横須賀市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第１条第５項を第６項とし、同条第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　条例第２条第３号に掲げる企業等には、連結会社その他市長が認める法人等を含むものとする。

第３条を削る。

第３条の２中「第４条第３項各号」を「第４条第２項各号」に改め、同条を第３条とし、同条の次に次の２条を加える。

（奨励金を交付する事業の分野）

第３条の２　条例第４条の２第１項前段に規定する市長が指定する分野は、環境・エネルギー分野及び高度先端ものづくり分野とする。

（大規模な設備投資に対する奨励金）

第３条の３　条例第４条の２第１項第３号に規定する規則で定める額は、50億円とする。

第４条第１項中「取得前」を「取得日」に、「契約の締結前」を「契約の締結日のいずれか早い日より前」に改め、同条第４項中「奨励適用措置申請書（第１号様式）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる申請書」に改め、同項に次の２号を加える。

⑴　固定資産税等の課税免除又は不均一課税　固定資産税等の課税免除・不均一課税適用申請書（第１号様式）

⑵　奨励金の交付　奨励金交付申請書（第１号様式の２）

第４条第５項本文中「各号に掲げる」の次に「区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項ただし書中「、第３号、第４号又は第５号」を「第１号ウ又はエ」に改め、同項各号を次のように改める。

⑴　固定資産税等の課税免除又は不均一課税に係る申請

ア　土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書等の写し

イ　投下資本明細書及び領収書その他支出した額を証する書類（立地に限る。）

ウ　国税及び地方税の納付を証する書類

エ　登記事項証明書及び定款の写し

オ　固定資産一覧表

カ　その他市長が必要と認める書類

⑵　奨励金の交付に係る申請

ア　固定資産一覧表（条例第４条の２第１項第３号に規定する奨励金にあっては、第２項の認定を受けた事業計画の期間内における条例第４条第１項第３号に規定する税の賦課対象年度ごとの固定資産一覧表）

イ　その他市長が必要と認める書類

第４条第６項中「奨励措置適用申請書」を「第４項に掲げる申請書（以下「適用申請書等」という。）」に改め、同条第７項中「奨励措置適用申請書」を「適用申請書等」に改める。

第５条中「第４条」の次に「及び第４条の２」を加え、「奨励措置適用申請書」を「適用申請書等」に、「前条第５項第６号」を「前条第５項第１号オ若しくは第２号ア」に改める。

第６条中「第３項」を「第２項」に改める。

第１号様式中「奨励措置適用申請書」を「固定資産税等の課税免除・不均一課税適用申請書」に、「氏名　　　　　　　　　　　　　㊞」を「氏名　　　　　　　　　　　　　」に、

「

奨励措置の内容	不均一課税課税免除	固定資産一覧表のとおり
	奨励金	円（　　　円×10パーセント）

」を

「

課税免除及び不均一課税の内容	固定資産一覧表のとおり

」に

改め、同様式備考に関する部分を削り、同様式の次に次の１様式を加える。

第１号様式の２（第４条第４項関係）

奨励金交付申請書

年　月　日

（あて先）横須賀市長

住所

申請者　氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話

事業所の名称	
事業所の所在地	
交付申請額	
添付書類	

（事務処理欄）

第２号様式中「氏名　　　　　　　　　　㊞」を「氏名　　　　　　　　　　」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

第４号様式中「氏名　　　　　　　　　　㊞」を「氏名　　　　　　　　　　」に改め、同様式備考に関する部分を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第29号

福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

福祉事務所事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第６条こども家庭支援課の部に次の１号を加える。

⑶　家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに支援の提供に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第30号

福祉施設入所者費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

福祉施設入所者費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福祉施設入所者費用徴収条例施行規則（平成21年横須賀市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第２条中「及び第25項」を「、第18項及び第33項」に、「及び第３項」を「及び第２項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第31号

軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第１条　軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第２条　養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第３条　特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第４条　指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第５条　指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第６条　指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第７条　指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第８条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第９条　指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年横須賀市規則第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第10条　指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年横須賀市規則第２号）の一部を次のように改正する。

本則中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第11条　指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

（介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第12条　介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第32号

老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

老人福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

老人福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第２項第４号エ中「協力病院の」を「協力医療機関の」に、「当該協力病院」を「当該協力医療機関」に、「同条第２項」を「同条第６項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第33号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則（昭和39年横須賀市規則第49号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「附則第13条」を「附則第５条」に改める。
第７号様式及び第８号様式（表）中

「

被保険者証の記号番号		制度区分	

」を

「

被保険者証の記号番号	

」に

改める。
第８号様式の２中

「
<table>
<tr><td>被保険者証の記号番号</td><td rowspan="4">制度
区分</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個　人　番　号</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
」を

「
<table>
<tr><td>被 保 険 者 証 の 記 号 番 号</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個　人　番　号</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>
」に改める。

第10号様式中

「

患者氏名	制度区分

」を

「

患　者　氏　名

」に改める。

第16号様式中

「
<table>
<tr><td rowspan="3">世帯主（申請者）の住所</td><td rowspan="3"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>個人番号</td><td></td></tr>
<tr><td>被保険者証記号番号</td><td></td><td>被保険者数　人</td><td>必要な被保険者証の種類
□一般用　□退職者用</td></tr>
</table>
」を

「
<table>
<tr><td rowspan="2">世帯主（申請者）の住所</td><td rowspan="2"></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>被保険者証記号番号</td><td></td><td>個人番号</td><td></td></tr>
</table>
」に

改める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第34号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則
児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。
第１条の２中「12人」を「13人」に改める。
第１条の３第１項中「24人」を「26人」に改める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第35号

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第33号）の一部を次のように改正する。
第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。
第２条中「、第４項及び第５項、第56条第２項」を削り、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。
第３条中「心理指導担当職員等」を「心理担当職員等」に改める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第36号

病児・病後児保育センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
病児・病後児保育センター条例施行規則の一部を改正する規則
病児・病後児保育センター条例施行規則（平成29年横須賀市規則第30号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項中「（条例第８条第１号に規定する病児にあっては２人以下）」を削る。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第37号

療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
療育相談センター条例施行規則の一部を改正する規則
療育相談センター条例施行規則（平成18年横須賀市規則第103号）の一部を次のように改正する。
第４条中「第13条第６項」を「第13条第７項」に改める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第38号

療育給付等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
療育給付等に関する規則の一部を改正する規則
療育給付等に関する規則（平成13年横須賀市規則第46号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表（第８条関係）
徴収基準額表

<table>
<tr><th colspan="2">世　帯　の　階　層　区　分</th><th rowspan="2">基準月額</th><th rowspan="2">加算基準月額</th></tr>
<tr><th>階層区分</th><th>定　　義</th></tr>
<tr><td>A</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯</td><td>円
0</td><td>円
0</td></tr>
</table>

B	Ａ階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		2,200	220
C	Ａ階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯		4,500	450
D_1	Ａ階層、Ｂ階層、Ｃ階層を除き、市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	5,800	580
D_2		3,001円以上5,800円以下	6,900	690
D_3		5,801円以上8,700円以下	7,600	760
D_4		8,701円以上13,000円以下	8,500	850
D_5		13,001円以上17,400円以下	9,400	940
D_6		17,401円以上22,400円以下	11,000	1,100
D_7		22,401円以上28,200円以下	12,500	1,250
D_8		28,201円以上58,400円以下	16,200	1,620
D_9		58,401円以上75,000円以下	18,700	1,870
D_{10}		75,001円以上96,600円以下	23,100	2,310
D_{11}		96,601円以上121,800円以下	27,500	2,750
D_{12}		121,801円以上175,500円以下	35,700	3,570
D_{13}		175,501円以上221,100円以下	44,000	4,400
D_{14}		221,101円以上380,800円以下	52,300	5,230
D_{15}		380,801円以上549,000円以下	80,700	8,070
D_{16}		549,001円以上579,000円以下	85,000	8,500
D_{17}		579,001円以上700,900円以下	102,900	10,290
D_{18}		700,901円以上849,000円以下	122,500	12,250
D_{19}		849,001円以上1,041,000円以下	143,800	14,380
D_{20}		1,041,001円以上	措置に要する費用全額	左の基準額の10パーセントの額。ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円

備考

1　世帯の階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市民税の課税の有無等により行うものとする。

2　当該児童に扶養義務者がいないときは、徴収額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童に市民税が課せられている場合は、当該児童につき、扶養義務者に準じて徴収額を決定するものとする。

3　均等割の額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第１号に規定する均等割の額をいい、所得割の額とは、同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の７、第314条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は、適用しないものとする。）をいう。

4　全額とは、当該児童の措置に要した費用から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による負担額を差し引いた額をいう。

5　当該年度の市民税課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの間は、前年度の市民税による。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第39号

身体障害者福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

身体障害者福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２条第１項第１号」を「第２条第２項第１号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第40号

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第１条中「措置又は」を「措置、」に、「若しくは第24条に規定する措置」を「又は第24条に規定する措置その他市長が定める措置」に改める。

第３条中「、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士」を「又はあん摩マッサージ指圧師」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第41号

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則の一部を改正する規則

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第12条の４第２項第１号中「訪問介護」の次に「、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護若しくは短期入所療養介護」を加え、「指定居宅サービス事業者」の次に「又は地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護若しくは複合型サービスを行う事業所として法第42条の２第１項の規定により指定を受けている指定地域密着型サービス事業者」を加える。

附則第４項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第42号

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

体育会館条例施行規則の一部を改正する規則

体育会館条例施行規則（平成29年横須賀市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第３項第２号中「横須賀市西体育会館」を「横須賀市南体育会館及び横須賀市西体育会館」に改める。

附　則

この規則は、令和６年７月１日から施行する。

横須賀市規則第43号

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成８年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第44号

歯科技工士法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

歯科技工士法施行取扱規則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行取扱規則（平成９年横須賀市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「設備構造」を「構造設備」に改める。

本則に次の１条を加える。

（歯科技工所等広告事項の許可の申請）

第５条　法第26条第１項第４号の規定による許可の申請は、歯科技工所等広告事項許可申請書（第４号様式）によらなければならない。

第１号様式（表）を次のように改める。

第１号様式（表）（第２条関係）

歯科技工所開設届

年　月　日

（あて先）横須賀市長

住所

届出者　氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話

名　称							
開設の場所				電話			
開設年月日							
管理者 住所							
管理者 氏名	従事年月日	資格	免許発行所管	免許登録番号	免許登録年月日		（事務処理欄）
業務に従事する者 氏名	従事年月日	資格	免許発行所管	免許登録番号	免許登録年月日		
リモートワークを実施する場所				電話番号			

備考

１　リモートワークとは、歯科技工所の開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいう。

２　業務に従事する者がリモートワークを実施する場合は、業務に従事する者の欄に当該リモートワークを実施する場所及び電話番号を記入すること。

第１号様式（裏）中

「

歯科技工所の構造設備の概要

」を

「

歯科技工所の構造設備の概要

歯科技工所面積	㎡	照明器具数	個
換気装置数	個	集塵装置数	個
上記以外の構造設備			

」に改める。

第２号様式中

「

変更内容	

」を

「

変更内容					
業務に従事する者	氏　名	資　格	免許発行所管	免許登録年月日	リモートワークを実施する場所 / 電話番号

に改

」

め、同様式に備考として次のように加える。

備考

1　リモートワークとは、歯科技工所の開設の場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務をいう。

2　業務に従事する者がリモートワークを実施する場合は、業務に従事する者の欄に当該リモートワークを実施する場所及び電話番号を記入すること。

第３号様式の次に次の１様式を加える。

第４号様式（第５条関係）

歯科技工所等広告事項許可申請書

年　月　日

（あて先）横須賀市長

住所

申請者　氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話

名　　称	
開設の場所	
広告事項	
申請の理由	
（事務処理欄）	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第45号

医療法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

医療法施行取扱規則の一部を改正する規則

医療法施行取扱規則（平成17年横須賀市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第23条中「第24条第９号」を「第24条第10号」に改める。

第24条中「第24条第11号」を「第24条第12号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第46号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等施行取扱規則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等施行取扱規則（平成12年横須賀市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第１条第１項中「第７条第３項ただし書」を「第７条第４項ただし書」に、「第28条第３項ただし書」を「第28条第４項ただし書」に、「第35条第３項ただし書」を「第35条第４項ただし書」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第47号

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則（平成24年横須賀市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「磁気ファイル（磁気テープ、磁気ディスクその他データ等を記録するための磁気記録媒体をいう。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第48号

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀港港湾施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀港港湾施設使用条例施行規則（昭和28年横須賀市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第１条第３項中「第50条の２第６項第１号」を「第48条の４第６項第１号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第49号

漁港漁場整備法等施行取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

漁港漁場整備法等施行取扱規則等の一部を改正する規則

（漁港漁場整備法等施行取扱規則の一部改正）

第１条　漁港漁場整備法等施行取扱規則（昭和42年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律等施行取扱規則

第１条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（横須賀市土地利用基本条例施行規則の一部改正）

第２条　横須賀市土地利用基本条例施行規則（平成17年横須賀市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第６条第４号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の

整備等に関する法律」に改める。
（適正な土地利用の調整に関する条例施行規則の一部改正）
第３条　適正な土地利用の調整に関する条例施行規則（平成17年横須賀市規則第71号）の一部を次のように改正する。
　第２条第７号イ中「漁港漁場整備法第３条（昭和25年法律第137号）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第３条」に改める。
（横須賀市風致地区条例施行規則の一部改正）
第４条　横須賀市風致地区条例施行規則（平成25年横須賀市規則第56号）の一部を次のように改正する。
　第６条第16号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。
　　附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第50号
市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
　令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
　　市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
市営住宅条例施行規則（平成10年横須賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。
第10条第１項及び第２項本文中「入居者」の次に「又は連帯保証人」を加える。
第12条及び第13条を次のように改める。
第12条及び第13条　削除
別表第１田浦月見台住宅の項及び本公郷改良アパートの項を削る。
別表第２を削る。
第25号様式中
「

転　居　先　区　分	
増築模様替等の有無	
住　宅　の　確　認	

」を
「

返　還　理　由	
増築模様替等の有無	

」に
改める。
　　附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第51号
建築基準法等施行取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
　令和６年４月１日
横須賀市長　上　地　克　明
　　建築基準法等施行取扱規則等の一部を改正する規則
（建築基準法等施行取扱規則の一部改正）
第１条　建築基準法等施行取扱規則（昭和30年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。
　第11条の２中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正）
第２条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第50号）の一部を次のように改正する。
　第２条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
　第３条第２項第２号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正）
第３条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行取扱規則（平成27年横須賀市規則第51号）の一部を次のように改正する。
　第３条第１項第２号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部改正）
第４条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成28年横須賀市規則第54号）の一部を次のように改正する。
　題名を次のように改める。
　　　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
　　　法律施行取扱規則
　第１条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
　第２条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
　第１号様式及び第１号様式の２中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
　第１号様式の３中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法　律
法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法　律
法律施行規則」に改める。
　第２号様式中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
　第２号様式の２中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
　第３号様式から第５号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行取扱規則」に改める。
　第６号様式から第８号様式までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部改正）
第５条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則（平成21年横須賀市規則第61号）の一部を次のように改正する。
　第２条第１項第５号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。
（都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則）
第６条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則（平

成24年横須賀市規則第63号）の一部を次のように改正する。
第３条第１項第１号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
附　則
この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第52号

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和６年４月１日

横須賀市長　上　地　克　明

横須賀市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市屋外広告物条例施行規則（平成13年横須賀市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第16条の３第３項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第４項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。